

(仮称) 三戸プロジェクト  
環境影響予測評価実施計画書

補足資料

令和 5 年 11 月 28 日 (火)

京浜急行電鉄株式会社

## 目 次

0-1	自然環境と触れ合える環境について	1
0-2	緑地の変化について	3
0-3	実施計画書の土地利用計画図の配色について	5
0-4	保全の意図の分かる図面について	7
3-1	土壌汚染の確認について	13
13-1	水量の低下の影響について	16
13-2	水象（河川）及び水象（地下水）の調査方法等について	21
13-3	地下水の調査について	23
15-1	植物・水生生物の調査事項について	25
15-2	両生類の調査時期について	26
15-3	地域の自然環境の保全活動を行っている団体への聞き取り調査について	27
15-4	植物の調査方法について	29
15-5	動物（ほ乳類）の調査方法について	30
21-1	事業実施区域周辺における道路状況について	31
21-2	飽和交通流率の調査について	33
その他 1	土地利用について	34

## 0-1 自然環境と触れ合える環境について

### 【質問】

回復緑地における「地域の住民が自然環境と触れ合える環境」とは何か。具体的に説明してほしい。

なお、同項(実施計画書 p 87(1) 2 項目)の「適正な緑地」の「適正な」は、「適正に」の誤記という理解でよいか。「適正な」とする意図があれば説明してほしい。

### 【回答】

実施計画書P. 87 (1) 2 項目の記述は「回復緑地において地域の住民が自然環境と触れ合える環境を創出する」と読み取れるものでしたが、趣旨としては、「既存緑地、回復緑地を合わせ、地域の住民が自然環境と触れ合える環境を創出する」というものでした。触れ合える環境の箇所(動線)については、図 1 \*に示すとおりです。

また、2 つ目のご指摘については、同箇所における「適正な緑地を配置する」は誤記であるため、「適正に緑地を配置する」に訂正し、予測評価書案において修正いたします。

\* : 土地利用の既存緑地と回復緑地の範囲及び面積は、訂正しています (p. 34 その他 1 参照)

三浦スポーツ公園

市道17号

回復緑地③

初声町三戸

ショッピングゾーン

FH-41.0

FH-42.0

生産緑地

宅地ゾーン

生産緑地

宅地ゾーン

滞在・居住ゾーン

滞在・居住ゾーン

公園①

公園②

公園④

既存緑地③

国道134号

住宅ゾーン

教育施設ゾーン

滞在・居住ゾーン

FH-50.0

FH-40.0

FH-35.0

回復緑地⑦

回復緑地①

既存緑地①


既存緑地②

回復緑地②

50

凡例

-  実施区域
-  教育施設ゾーン
-  ショッピングゾーン
-  宅地ゾーン
-  住宅ゾーン
-  滞在・居住ゾーン
-  既存緑地

 住民が自然環境と触れあえる動線

-  生産緑地
-  公園
-  回復緑地
-  幹線道路
-  主要道路
-  その他道路
-  西海岸線沿い法面



Scale 1:6000

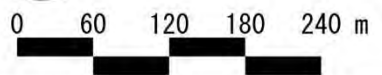


図1 住民が自然環境と触れあえる動線

## 0-2 緑地の変化について

### 【質問】

事業実施区域における、現況と事業実施後それぞれの緑地の配置や面積を図面及び表で示した上で、事業実施に伴い失われる緑地に対し、どの程度回復緑地でカバーできるのかを示してほしい。

### 【回答】

現況と事業実施後の緑地の面積は表1に、範囲は図2(1)、(2)に示すとおりです。

事業実施に伴い失われる緑地に対し、回復緑地により約57%がカバーできるものと考えています。

表1 現況と事業実施後の緑地面積

	数値	備考
①現況の緑地	152,100m <sup>2</sup>	
②事業実施後の既存緑地	83,300m <sup>2</sup>	
③事業実施で一度失われる緑地	68,800m <sup>2</sup>	計算：①－②
④事業実施後の回復緑地	39,500m <sup>2</sup>	
⑤事業実施で一度失われる緑地に対する回復緑地割合	約57%	計算：④÷③

注) 表内の既存緑地及び回復緑地の面積は、訂正後の値。

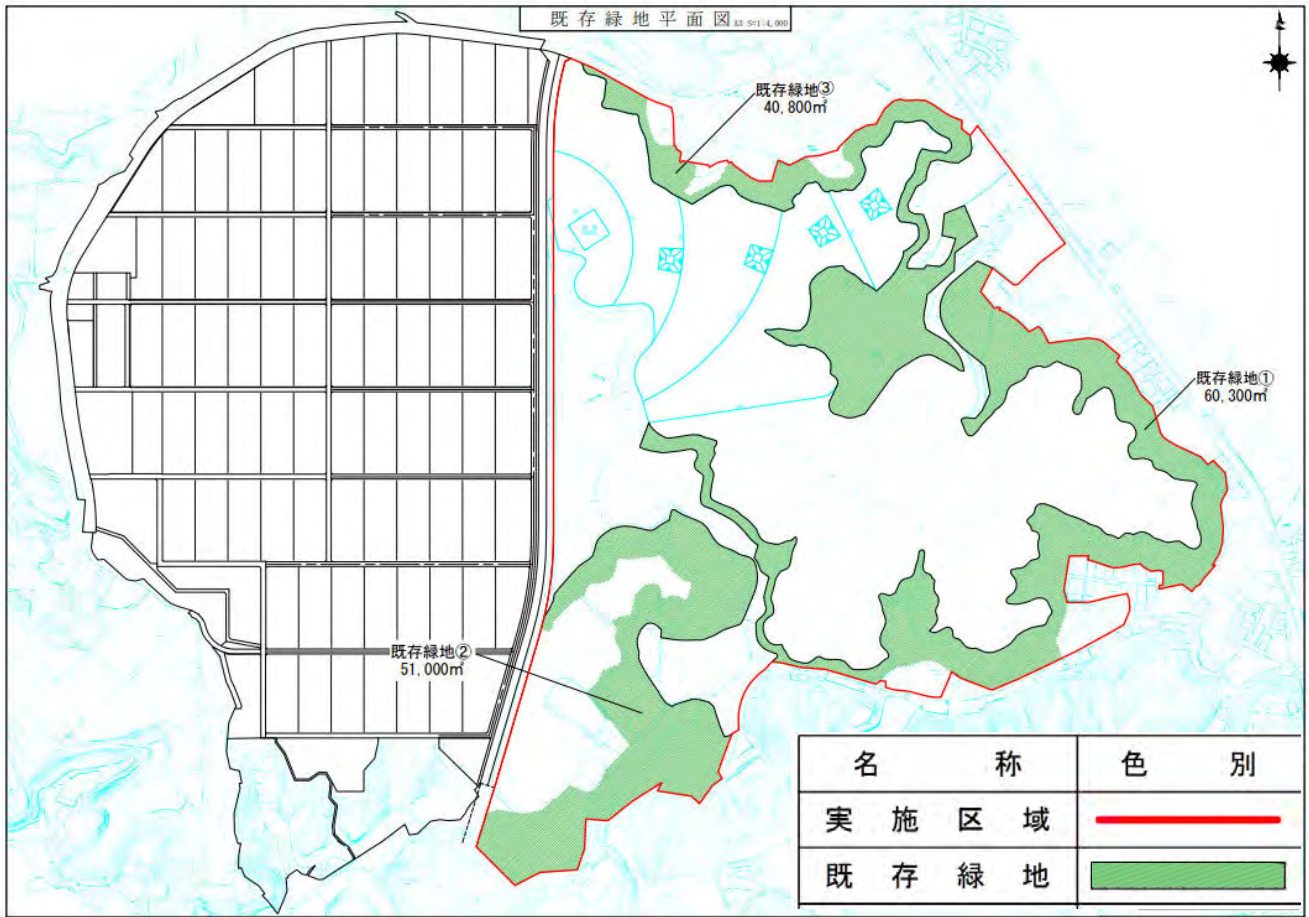


図 2 (1) 現況の緑地

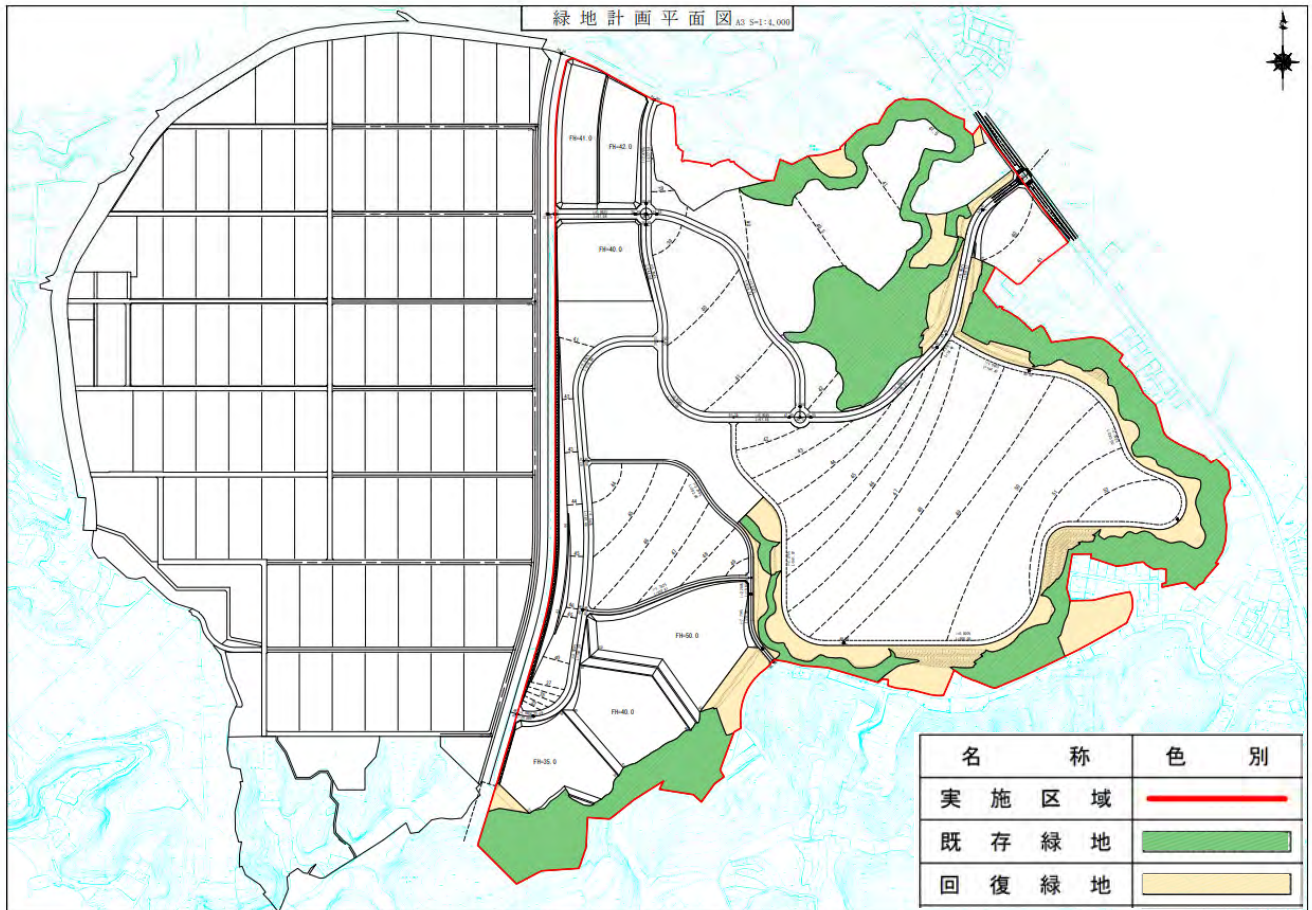


図 2 (1) 事業実施後の緑地

### 0-3 実施計画書の土地利用計画図の配色について

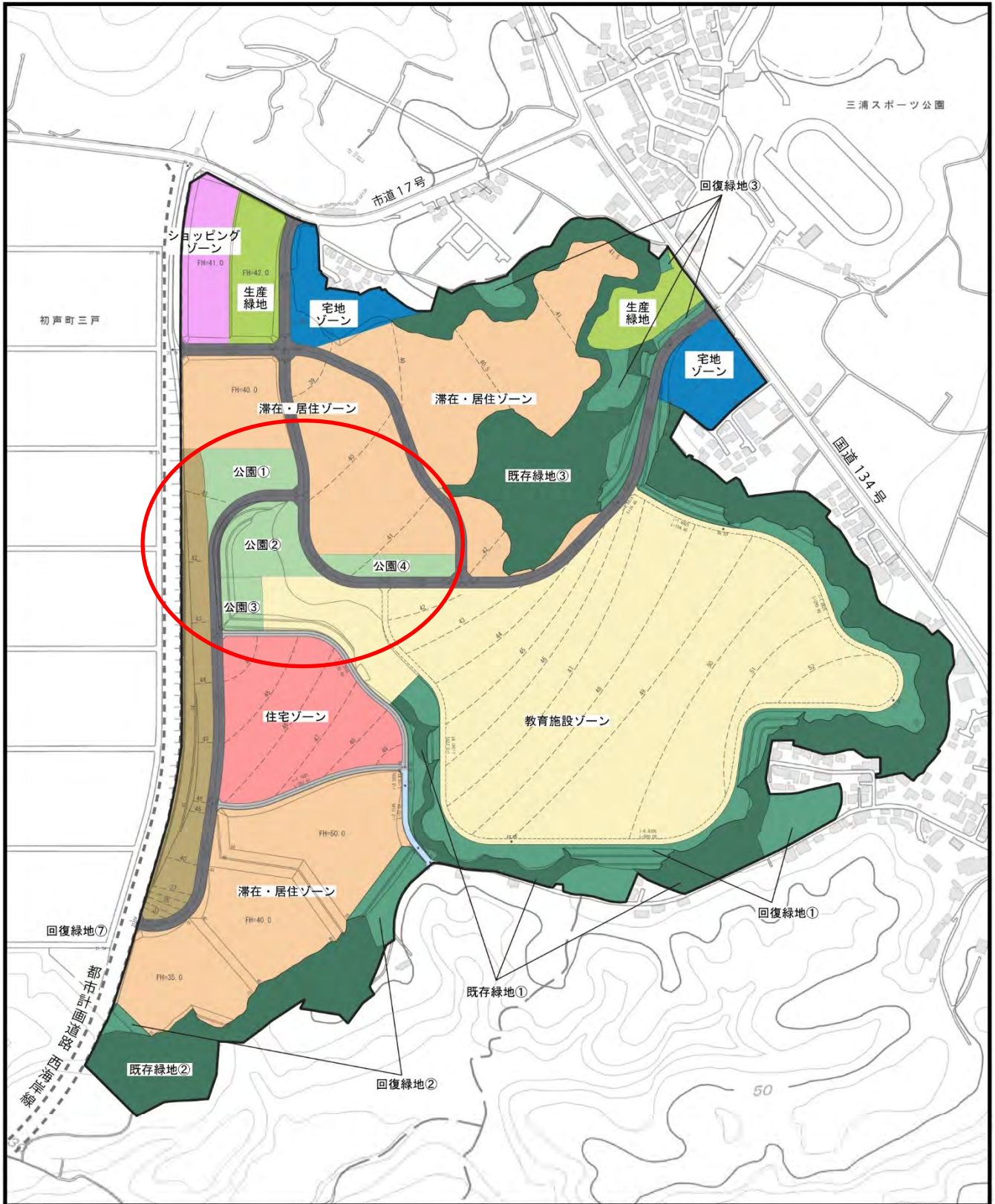
**【質問】**

実施計画書の土地利用計画図の生産緑地と公園の色が似ており、見分けがつきにくいため、修正してほしい。

**【回答】**

土地利用計画図の公園の凡例の色は、図3に示すとおり訂正し、予測評価書案において修正いたします。

なお、当図については、ご質問「0-1」の回答と同様、既存緑地と回復緑地の範囲を訂正しています。



凡例

- |  |           |  |          |
|--|-----------|--|----------|
|  | 実施区域      |  | 主な変更箇所   |
|  | 教育施設ゾーン   |  | 生産緑地     |
|  | ショッピングゾーン |  | 公園       |
|  | 宅地ゾーン     |  | 回復緑地     |
|  | 住宅ゾーン     |  | 幹線道路     |
|  | 滞在・居住ゾーン  |  | 主要道路     |
|  | 滞在・居住ゾーン  |  | その他道路    |
|  | 既存緑地      |  | 西海岸線沿い法面 |



Scale 1:6000

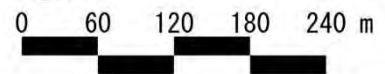


図3 公園の凡例の色の変更箇所



## 0-4 保全の意図の分かる図面について

### 【質問】

とりわけ小網代の森への影響の予測および評価の妥当性を担保するため、また保全の意図が確認できるよう、等高線によって地形を明確にした図面類を用いて事業計画を説明してほしい。

### 【回答】

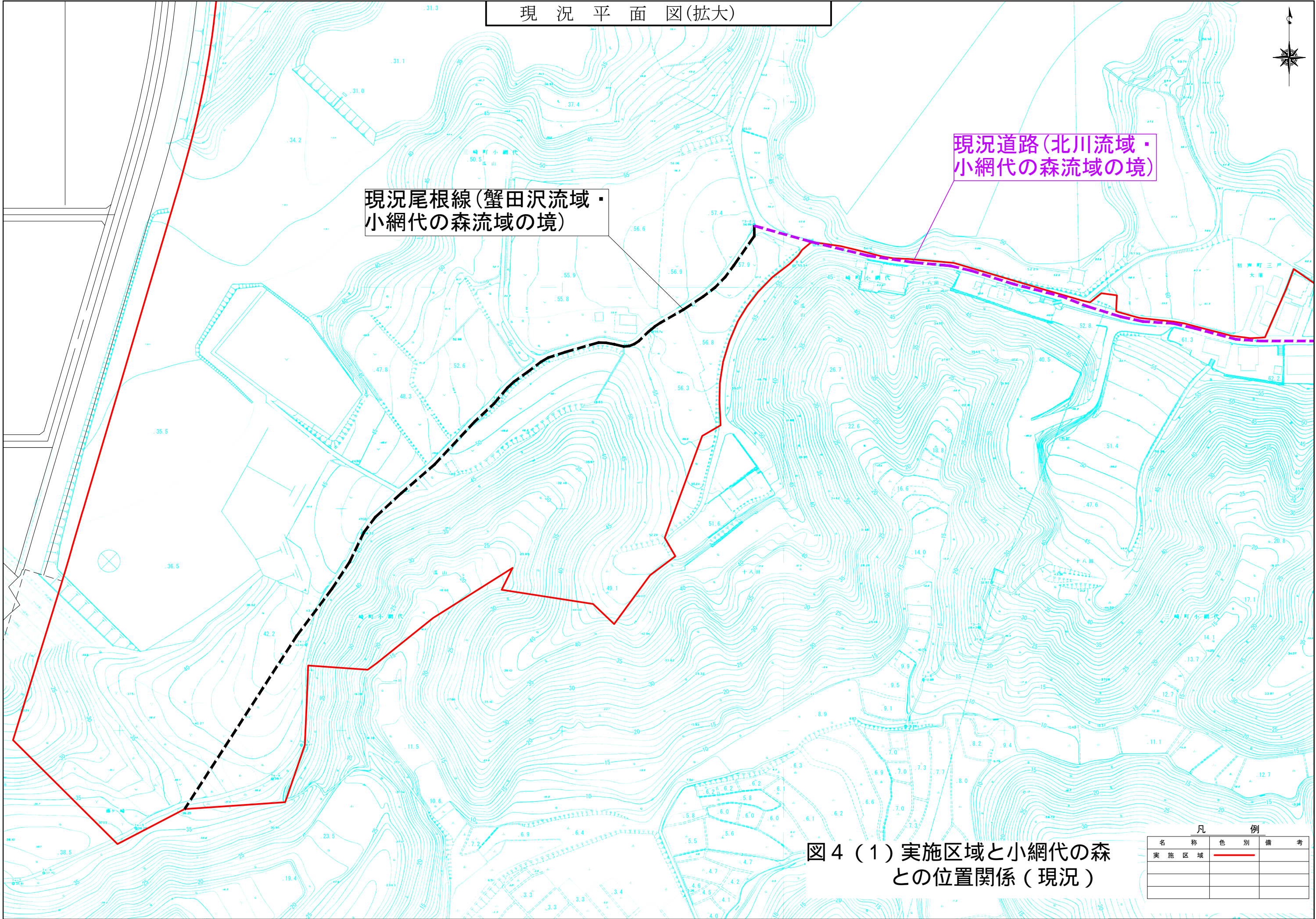
実施区域と小網代の森との位置関係は、図4(1)、(2)に示すとおりです。

実施区域と小網代の森の境界の東側については、境となっている現況道路部分が尾根となっており、実施区域境界から内側に幅員20m以上の緑地帯を整備する計画としております。

実施区域と小網代の森の境界の西側については、実施区域内側が尾根となっておりますが、実施区域境界から内側に幅員20m以上の緑地帯を整備する計画としております。



現況平面図(拡大)



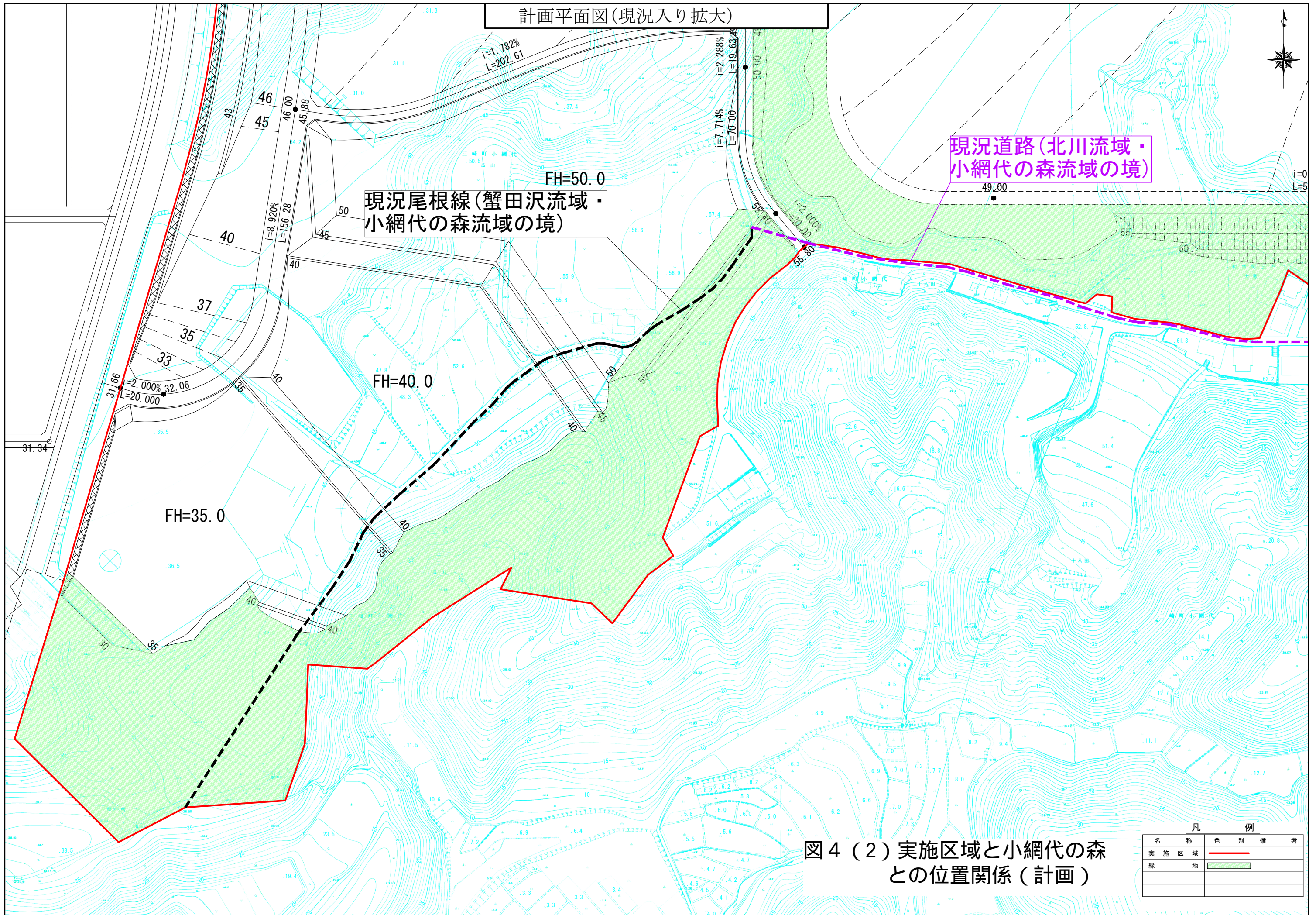
現況尾根線(蟹田沢流域・小網代の森流域の境)

現況道路(北川流域・小網代の森流域の境)

図4(1) 実施区域と小網代の森との位置関係(現況)

凡 例		
名 称	色 別	備 考
実施区域	<span style="color: red;">—</span>	





計画平面図(現況入り拡大)

現況尾根線(蟹田沢流域・小網代の森流域の境)

現況道路(北川流域・小網代の森流域の境)

図4(2) 実施区域と小網代の森との位置関係(計画)

凡 例		
名称	色 別	備 考
実施区域	<span style="color: red;">—</span>	
緑 地	<span style="color: green;">—</span>	



## 3-1 土壌汚染の確認について

### 【質問】

土壌が汚染されていないことが分かるように、説明してほしい。

### 【回答】

下記の理由により、実施区域の土壌による周辺地域への影響はないものと考えています。

#### (1) 発生土処分場

当社の発生土処分場において土砂を受け入れる場合、各土砂発生現場からの搬入申請時には地質分析結果証明書を提出するように義務づけるとともに、施工業者は、搬入土砂が各現場から間違いなく搬出されていることを確認することになっています。また、各現場には、E T Cのカードのようなものを割り当て、そのE T Cカードを使用しないと、当社の現場には入れないといった管理も行っていることから、土壌汚染の検査をクリアした土砂以外は、搬入されていないこととなります。

よって、汚染土壌が発生する恐れはないものと考えています。

#### (2) 実施区域の発生土処分場以外の区域

実施区域では、図5に示すとおり自主的に土壌調査を実施しており、その結果、発生土処分場及びそれ以外の区域において、土壌汚染に係る環境基準値をすべて満足することを確認しています（下欄の「参考」を参照）。

また、実施区域は、土壌汚染対策法の一定規模以上の形質の変更に該当することから、今後、法に定める手続きを行い、汚染土壌が確認された場合には、適切な拡散防止策を実施することから、汚染土壌が周辺に拡散することはないものと考えています。

なお、工事の際には、異物の混入、明らかに色が違う土、何かにおいがするような土、というようなものを確認しましたら、その都度、必要な対応をとるように、工事実施者に徹底してまいりたいと考えています。

### 【参 考】土壌調査結果の概要

○調査日：令和元年10月17日（環境影響評価が行われた発生土処分場の搬入の終盤）

○調査地点：図5に示すとおりです。

○調査方法：土壌調査は、「土壌の汚染に係る環境基準について」、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準」（平成11年1月、環境庁水質保全局）及び「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）に従って実施しました。

○調査結果：調査結果は、表2に示すとおりです。発生土処分場内の3箇所及びそれ以外2箇所の全地点において、環境基準値を下回っていました。なお、S3地点は、現行の発生土処分手業として埋められる前に調査を行いました。

※調査時点では、図5の現行の処分場（斜線部）は利用されていません。





表2 土壌調査結果

単位：mg/L

項目	地点	S1	S2	S3	S4	S5	環境基準
カドミウム		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003以下
全シアン		0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
有機燐		0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
鉛		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02以下
砒素		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
銅		2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	125未満
P C B		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
クロロエチレン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
ふっ素		0.33	0.27	0.1	0.08未満	0.31	0.8以下
ほう素		0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
1,4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下

## 13-1 水量の低下の影響について

### 【質問】

地形改変による集水面積の減少に伴い、実施区域外の河川生態系や湿地生態系への水量（地下水も含む）低下の影響が想定されるため、次の点について配慮することを検討してほしい。

①供用後の水文学的な地下水涵養の措置について

②南西側・南側の集水域への表面水や地下水の量の低下に関する調査、予測・評価について十分な注意が必要であること。

### 【回答】

事業実施による集水面積の変化については、図6(1)、(2)に示すとおり、小網代の森流域は約0.68haの減少、蟹田沢流域は約0.34haの減少にとどまっております。本事業では大規模な集水域の改変、地下水の汲み上げは行わないことから、水量低下による著しい影響は想定しておりませんが、今後、予測評価を行う中で、供用後において例えば浸透型の施設を設ける等の環境保全措置を検討してまいります。

地形改変による実施区域南西側や南側の集水面積の減少に伴う表面水及び地下水量への影響については、事業計画や現地の状況を踏まえ、予測評価を行い、影響に応じた環境保全措置を検討してまいります。

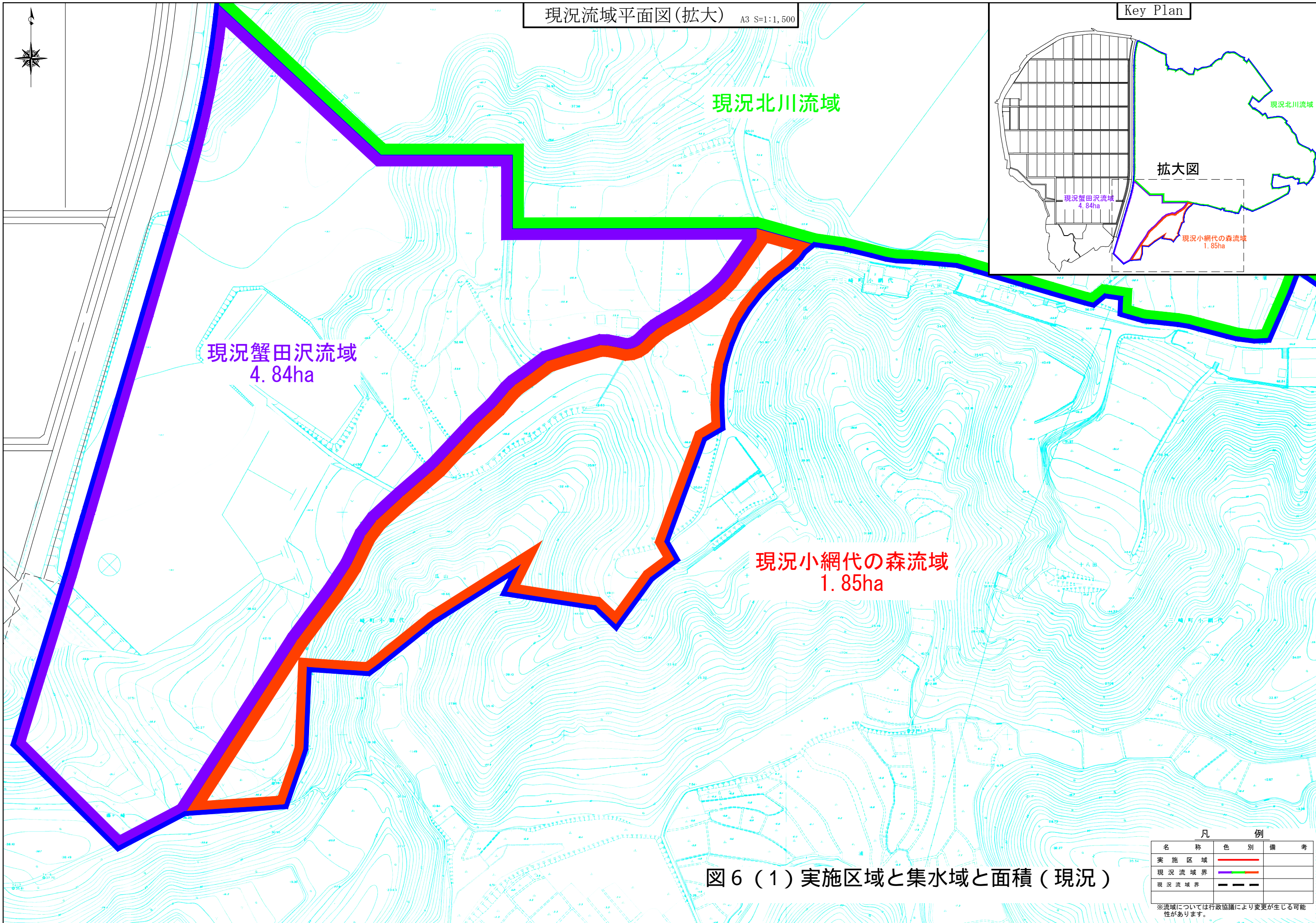
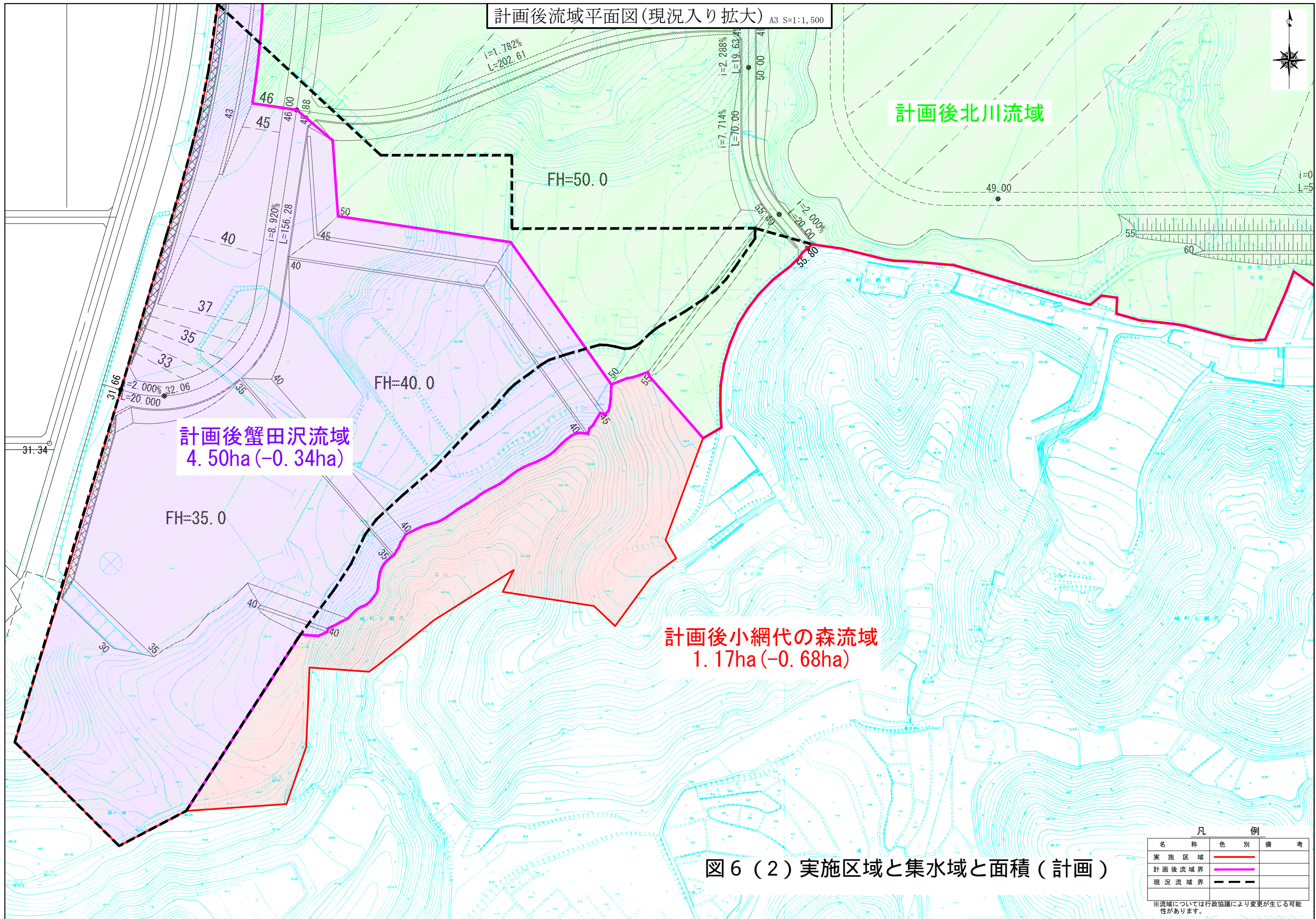


図6 (1) 実施区域と集水域と面積 (現況)

凡 例		
名 称	色 別	備 考
実施区域	— (Red)	
現況流域界	— (Green/Blue)	
現況流域界	— (Black)	

※流域については行政協働により変更が生じる可能性があります。





計画後蟹田沢流域  
4.50ha (-0.34ha)

計画後小網代の森流域  
1.17ha (-0.68ha)

計画後北川流域

図6(2) 実施区域と集水域と面積(計画)

凡 例		
名 称	色 別	備 考
実施区域	■	
計画後流域界	—	
現況流域界	- - -	

※流域については行政協働により変更が生じる可能性があります。



## 13-2 水象（河川）及び水象（地下水）の調査方法等について

### 【質問】

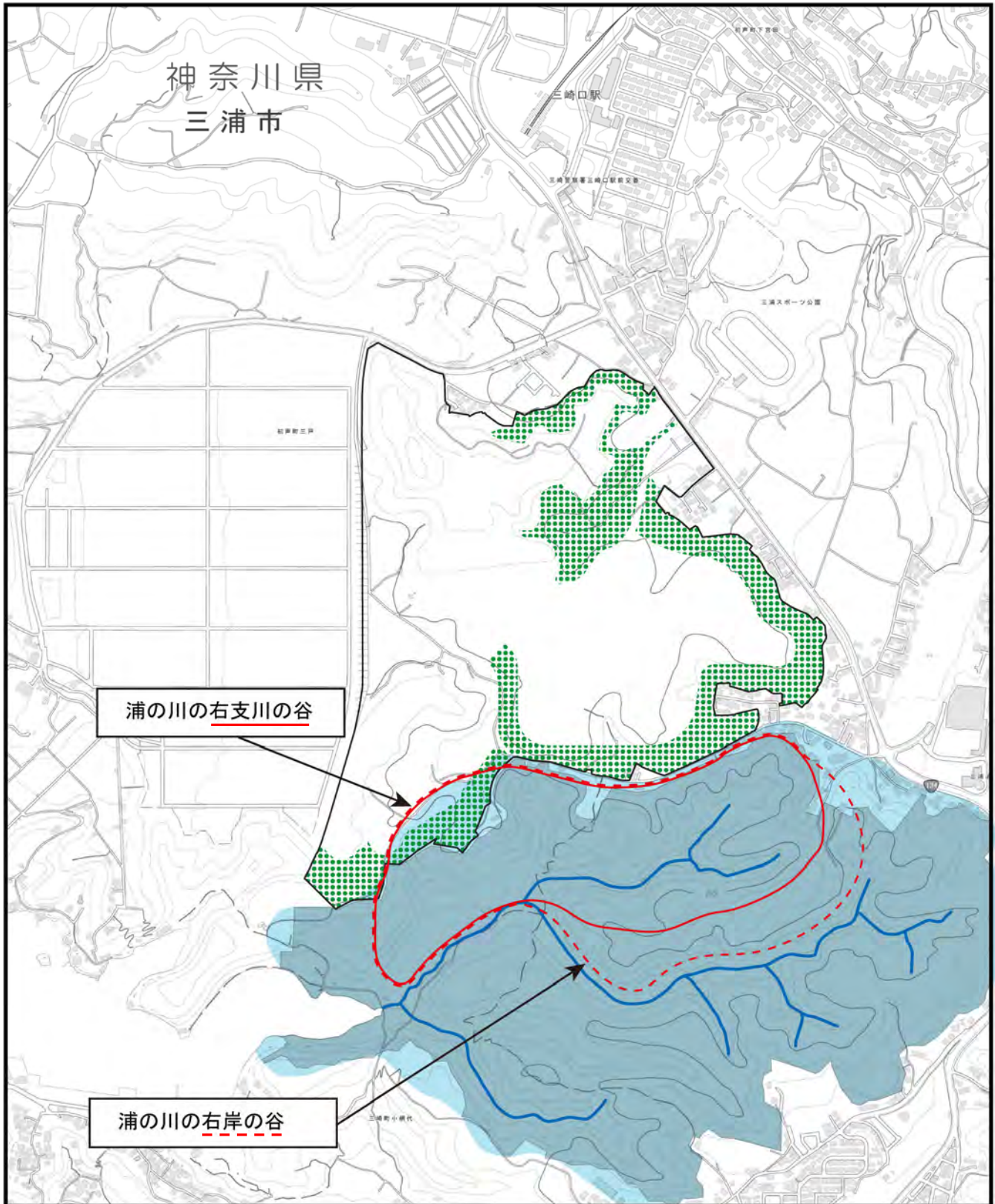
湿性植物群落及び水生生物への影響を考慮した地形改変を受ける集水域の下流側（蟹田沢及び浦の川の右支川の谷）での水量低下の影響（場合によると浦の川の右岸側全体）を把握するための調査等を丁寧に行うことを検討してほしい。

### 【回答】

本事業では大規模な集水域の改変、地下水の汲み上げは行わないことから、河川や地下水への著しい影響は想定していませんが、比較的狭い集水域で、その上流部に実施区域を計画している蟹田沢については、水量変化による下流側の湿性植物群落や水生生物への影響を的確に把握できる暗渠出口下流（実施計画書p. 123水質調査地点）に流量の調査地点を設定しています。

一方、浦の川の右支川の谷、浦の川の右岸側を含む小網代の森の集水域は、図7に示すとおり広く、そのうち改変される実施区域内の集水域はごく一部となっていることから、流量を把握する調査は想定しておりません。

本事業による河川流量や地下水量への影響、ならびに、湿性植物群落及び水生生物への影響については、事業計画や現地状況を踏まえ、予測評価を行い、事後調査による確認も含め、検討してまいります。

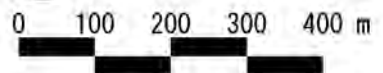


凡 例

- 実施区域
- 小網代の森集水域（地形コンターから想定）
- 既存緑地、回復緑地



Scale 1:10000



注) 図中の青色の実線は、浦の川を示しています。  
資料：「小網代の森リーフレット（神奈川県）」等

図 7  
実施区域と小網代の森の集水域



### 13-3 地下水の調査について

#### 【質問】

先行調査の観測に使用した観測井戸の深さや対象としている帯水層について、説明してほしい。

また、盛土を踏まえた工事実施中や事後の調査の際の観測井戸の位置や深さ等の計画について、説明してほしい。

#### 【回答】

先行調査の地下水観測井戸におけるボーリング柱状図は、図8に示すとおりです。

地下水調査時の観測井戸の深さは約14m、孔口のGLはTP15.278m、地下水位は平均でTP12.175mに確認されたことから、地下水は平均でGL-3.103m（GL-3.316m～-2.864m）付近に存在したことになります。

主な帯水層としては、GL-13m～-10mに存在する礫混じり砂の層（被圧地下水）が考えられます。

本地下水観測井戸については、現在は発生土処分場事業により埋められ、使用ができないことから、今後の事業計画の進捗に応じた予測評価結果を踏まえ、地下水への著しい影響が想定される等により地下水位の測定を行う必要性が生じた場合には、事業により影響を受けない新たな箇所での地下水観測井戸の設置に向けた検討を行ってまいります。



## 15-1 植物・水生生物の調査事項について

### 【質問】

植物、水生生物の調査事項に「周囲の湿性植物群落の生育立地条件に影響を及ぼす河川流量・地下水量の減少状況」等を含めることを検討して欲しい。また、これを踏まえた予測・評価を行うことを検討してほしい。

### 【回答】

本事業では大規模な集水域の改変、地下水の汲み上げは行わないことから、河川流量や地下水への著しい影響は想定していませんが、今後、予測評価を行う中で、供用後においては、例えば、浸透型の施設を設ける等の環境保全措置を検討してまいります。

ご指摘を踏まえ、湿性植物群落の生育立地基盤である流量や地下水量への影響については、事業計画や水の供給源である集水域の現地状況等を踏まえ、予測評価書案において検討してまいります。

## 15-2 両生類の調査時期について

### 【質問】

両生類の調査において、早春期産卵性の種の繁殖状況を確認することを検討してほしい。

### 【回答】

両生類の早春期調査については、「(仮称)三浦市三戸地区発生土処分場建設事業 環境影響予測評価書」では3月に調査を実施していることから、本事業においても早春季の調査を実施し、早春期産卵性の種の繁殖状況の確認を行います。

### 15-3 地域の自然環境の保全活動を行っている団体への聞き取り調査について

#### 【質問】

地域の自然環境に詳しい団体のメンバーに、事業計画を進めていくにあたり、影響が懸念される配慮すべき種やハビタットについての聞き取り調査を行うことを検討してほしい。

#### 【回答】

本事業では、図9及び表3に示す「(仮称)三浦市三戸地区発生土処分場建設事業 環境影響予測評価書」の環境保全対策の検討や事後調査にあたり設立した「自然環境保全対策に係る専門家委員会」において、事業計画を進めていくうえで、影響が懸念される配慮すべき種やハビタット等についての指導を受ける予定です。

## 三浦市三戸地区発生土処分場建設事業

### ～自然環境保全対策に係る専門家委員会～

#### ○設立の趣旨

三浦市三戸地区発生土処分場建設事業（以下「対象事業」という。）につきましては、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響予測評価書（以下「予測評価書」という。）を平成21年5月29日に県に提出させていただきました。

対象事業の実施にあたっては、実施区域で確認された貴重な動物や植物種及び植物群落について、適切な環境保全対策を行って影響を可能な限り軽減する対策を実施する計画としています。

環境保全対策の主な内容としては、小網代の森や農地造成事業区域内の自然環境保全エリアに設置される「蟹田沢ビオトープ」の適地への貴重な動植物の移植対策とその適切な維持・管理、さらにホタル類やミナミメダカの人工飼育による地域個体群の保存などを計画しており、併せてこれらの対策の効果をモニタリングするための事後調査の実施を計画しています。

これらの環境保全対策及び事後調査の実施にあたっては、専門家委員会を設置し、事後調査の結果を踏まえながら対策の効果を検証し、維持・管理における改善等に反映するため、専門家を中心とする委員会を設け、指導を受ける計画としています。

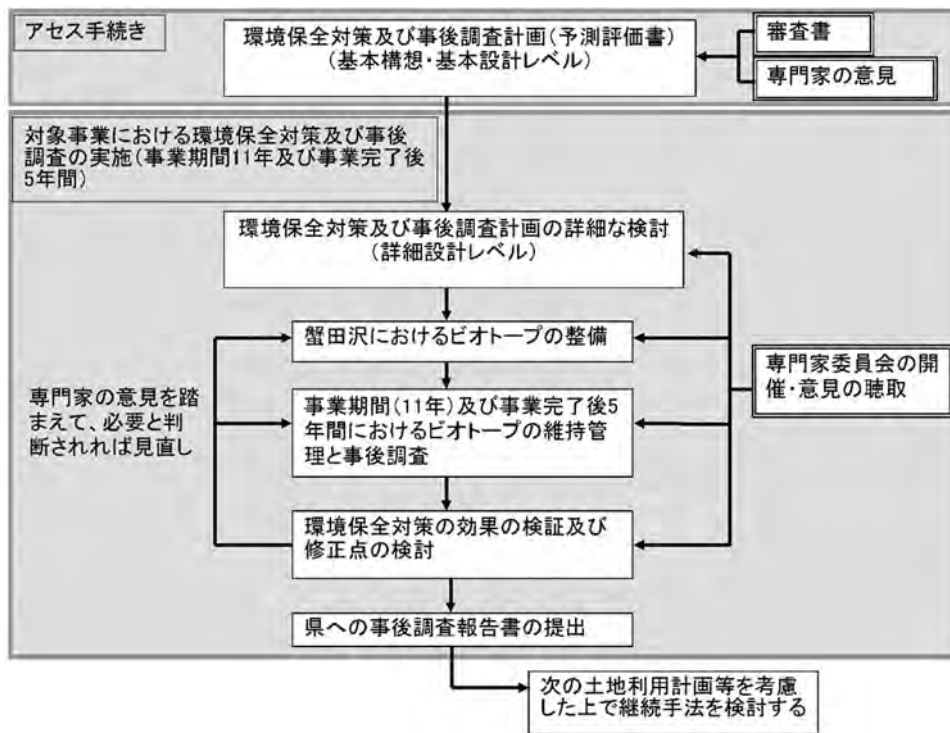


図9 専門家委員会の設立の趣旨

表3 専門家委員会の構成

	委員長及び委員の主な専門分野
委員長	植物、生態系等
委員	魚類、生態系等
委員	昆虫類、生態系等
委員	藻類、水質、生態系等
委員	京浜急行電鉄(株)、開発事業及び工事施工
委員	京浜急行電鉄(株)、開発事業及び工事施工
委員	環境アセスメント及び環境保全対策

## 15-4 植物の調査方法について

### 【質問】

小網代の森とそこに隣接する部分においての、調査ルート、社会学的な調査をする時の枠の設定の仕方について、調査方法を詳しく説明してほしい。

### 【回答】

実施区域の南西部は、前掲の図7に示したとおり、小網代の森である浦の川の右岸側の集水域の一部を含む範囲となっています。

植物調査は、小網代の森と隣接する実施区域の植物への影響について適切に予測及び評価を行うために、下記の基礎調査を行い、環境保全措置を含め、予測評価書案において検討してまいります。

#### ◆植物相（種子植物、シダ植物、蘚苔類、地衣類）について

植物相調査は、実施区域及びその周辺500mの範囲を対象に、目視観察により種名等を記録しています。

また、重要な植物種が確認された場合には、確認地点と生育状況等を記録しています。

調査時期は、当該地域に生育する植物相の生態を考慮した早春、春季、夏季及び秋季の4回です。

実施区域の南側に隣接する小網代の森については、浦の川の集水域の特に右岸側を中心に、植物相の生育環境を考慮した、森林（照葉樹林、二次林）、谷底湿地（湿地の植物）、干潟（海岸植物）及び人里（農耕地、住宅等）について確認しています。（実施計画書P.72植生図等）

#### ◆植生について

植生調査については、植物相と同様の範囲において、現存植生と群落構造を確認します。

調査時期は、植物相と同様の早春、春季、夏季及び秋季の4回とします。

### 【現存植生】

調査は、植物社会学的手法（ブラウーンブランケの全推定法）により、現地での植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにするとともに、航空写真等を参考に現存植生図を作成します。

植生区分としては、例えば、台地の尾根部や斜面部には常緑広葉樹林のシイ林（ヤブコウジースダジイ群集）やタブノキ林（イノデアタブノキ群集）の自然林、台地の斜面部や谷部にはコナラ、ハゼノキ、ミズキ、カラスザンショウなどの落葉広葉樹が優占する二次林、畑地放棄地にはアズマネザサーススキ群集などの二次草原等が想定されます。

### 【群落構造】

群落構造については、調査範囲内の群落単位を基に設定した植生区分ごとに調査区内（コドラー）の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成します。

## 15-5 動物（ほ乳類）の調査方法について

### 【質問】

肉食性のほ乳類は、この対象区域のみならず、小網代の森、隣接する畑地と、様々な用地で暮らしていることが想定される。少なくとも、植物や水生生物と同程度の範囲で調査することを検討してほしい。

### 【回答】

哺乳類については、実施区域南側の蟹田沢や小網代の森、北側に隣接する畑地等を含めた最大500m範囲での調査を実施します。



## 21-1 事業実施区域周辺における道路状況について

### 【質問】

交通渋滞や交通事故の件数等を踏まえた道路状況等について、説明してほしい。  
また、渋滞や事故の発生が懸念される地点の有無についても、説明してほしい。

### 【回答】

#### 【交通事故】

神奈川県三崎警察署ヒアリングによる実施区域周辺道路における交通事故発生数は、表4に示すとおりです。また、実施区域内で行われてきている発生土処分場事業の工事が開始されて10年以上経過しますが、その間において、実施区域前の三戸入口交差点などでの交通事故は確認していません。

なお、国道134号線及び市道17号の道路構造は、写真に示すとおりであり、歩道により歩車分離されています。

表4 人身交通事故発生数

	国道134号線 (三崎口駅～引橋交差点)	市道17号線 (三戸入口～農地造成区域手前)
2018年	3	0
2019年	6	0
2020年	5	0
2021年	5	0
2022年	10	1
2023年 (11月9日現在)	5	0

資料：神奈川県三崎警察署ヒアリングによる（2023.11.9）

#### 【交通渋滞】

交通渋滞の状況は、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会(国土交通省関東地方整備局)」資料\*2によると、「三浦半島では地形的な特性などから海岸沿いの幹線道路に交通が集中し、特に休日においては国道16号や国道134号などで観光客による渋滞が発生している。」とされています。

実施区域近隣における渋滞の状況として、「(仮称)三浦市三戸地区発生土処分場建設事業 環境影響予測評価書」の交差点需要率の予測結果を参照すると、表5に示すとおり、実施区域北東側にある国道134号線の三戸入口交差点では、現況では約0.426、土砂搬入時では約0.448と大きな変化はなく、ともに交通の処理が可能とされる交差点需要率0.9を大きく下回っていました。

\*2：「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ 令和2年3月30日（月）第5回ワーキンググループ資料」

表5 交差点需要率の予測結果

	現況	供用後 (土砂搬入時)	環境保全目標
国道134号線 (三戸入口交差点)	0.426	0.448	現況の交通量に著しい影響を与えない(0.9以下)

資料：「(仮称)三浦市三戸地区発生土処分場建設事業 環境影響予測評価書」



国道134号線（三戸入口交差点）



市道17号線（三戸入口交差点）

写真 国道134号線及び市道17号の道路構造

## 21-2 飽和交通流率の調査について

### 【質問】

信号交差点における交通容量の予測に用いられる飽和交通流率については、観測に基づいて設定することが望ましいとされているので、調査項目として飽和交通流率を実施することを検討してほしい。

### 【回答】

現地調査において飽和交通流量についても観測を行い、それを踏まえた検討を行っていきます。

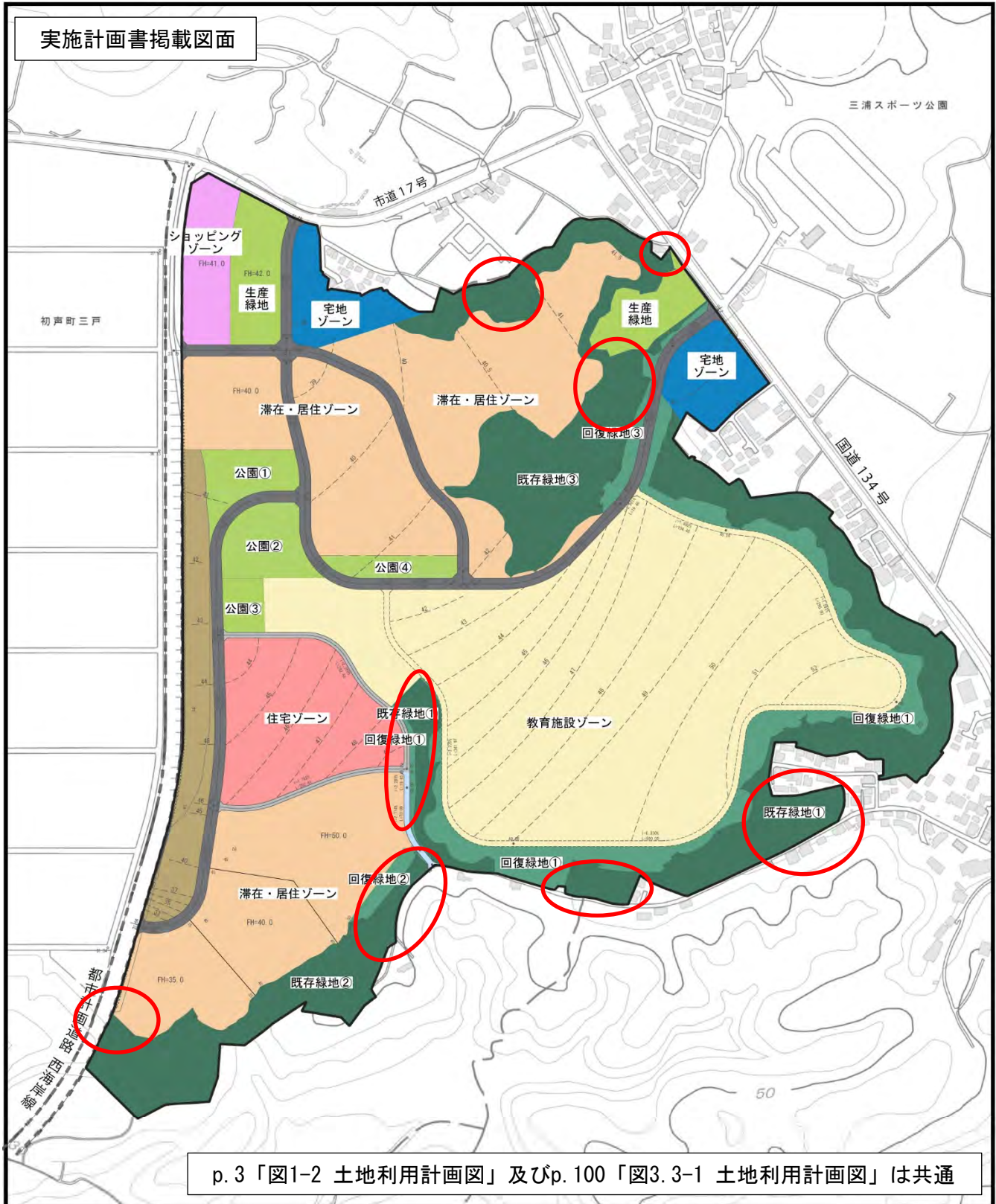
なお、実施区域近隣の三戸入口交差点における交差点需要率の状況は、前掲した表5に示したとおりであり、交通の処理が可能とされる交差点需要率0.9を大きく下回っていました。

## その他 1 土地利用図について

実施計画書p.3「図1-2 土地利用計画図」、p.100「図3.3-1 土地利用計画図」、p.104「図3.3-4 緑化計画図」、p.99「表3.3-1 土地利用の概要」及びp.103「表3.3-3 公園・緑地計画」の既存緑地と回復緑地の範囲及び面積について、既存緑地の範囲内に草地等が含まれていたことから、草地等の箇所については回復緑地に修正しました。

実施計画書に掲載した図面及び表と訂正した図面及び表を次ページ以降に示します。

実施計画書掲載図面



凡例

- |   |           |   |          |
|---|-----------|---|----------|
|  | 実施区域      |  | 主な訂正箇所   |
|  | 教育施設ゾーン   |  | 生産農地     |
|  | ショッピングゾーン |  | 公園       |
|  | 宅地ゾーン     |  | 回復緑地     |
|  | 住宅ゾーン     |  | 幹線道路     |
|  | 滞在・居住ゾーン  |  | 主要道路     |
|  | 既存緑地      |  | その他道路    |
|   |           |  | 西海岸線沿い法面 |



Scale 1:6000

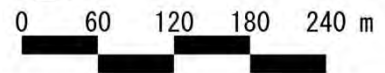
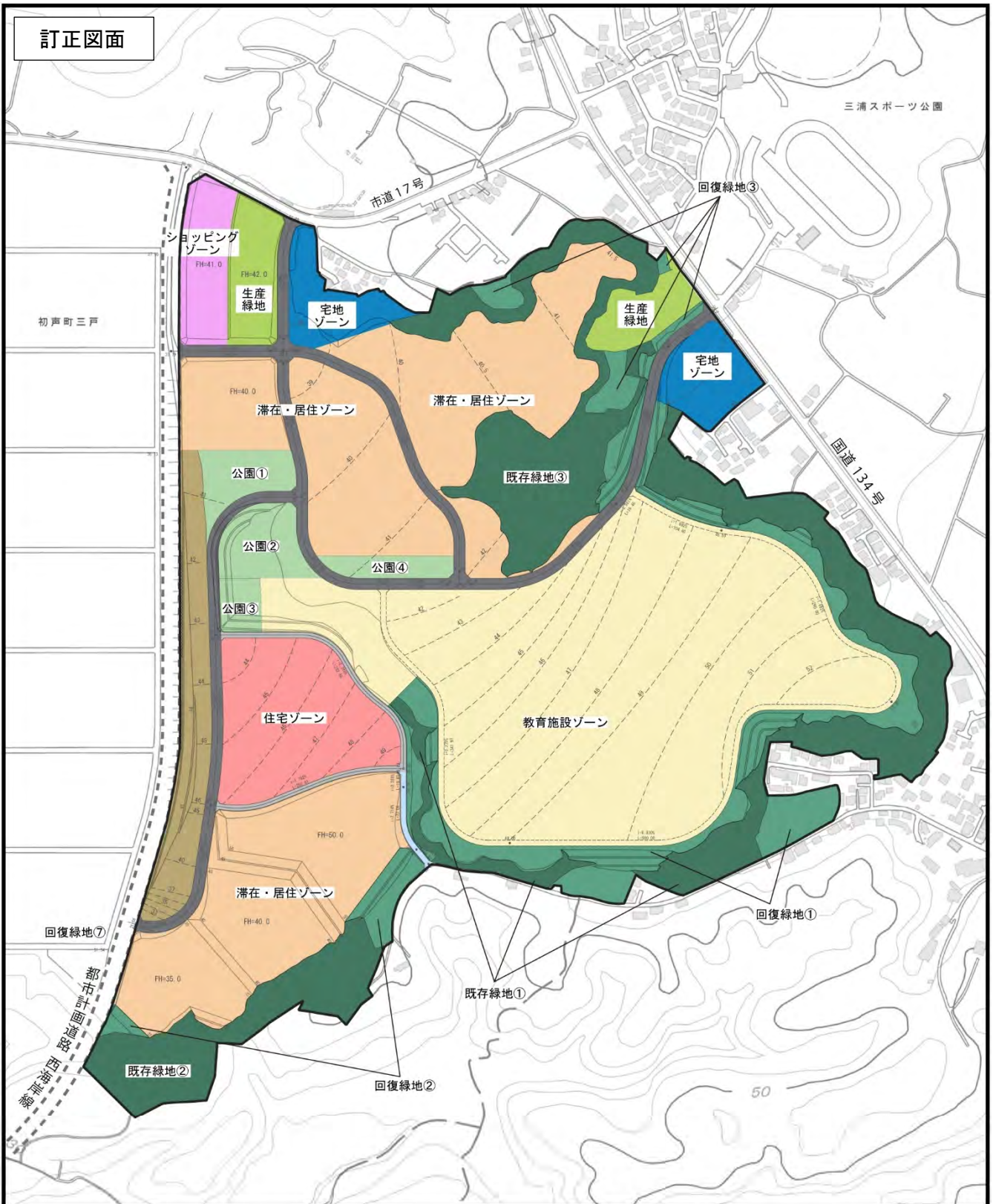


図 3. 3-1 土地利用計画図

訂正図面



凡例

- |           |          |
|-----------|----------|
| 実施区域      | 生産緑地     |
| 教育施設ゾーン   | 公園       |
| ショッピングゾーン | 回復緑地     |
| 宅地ゾーン     | 幹線道路     |
| 住宅ゾーン     | 主要道路     |
| 滞在・居住ゾーン  | その他道路    |
| 既存緑地      | 西海岸線沿い法面 |

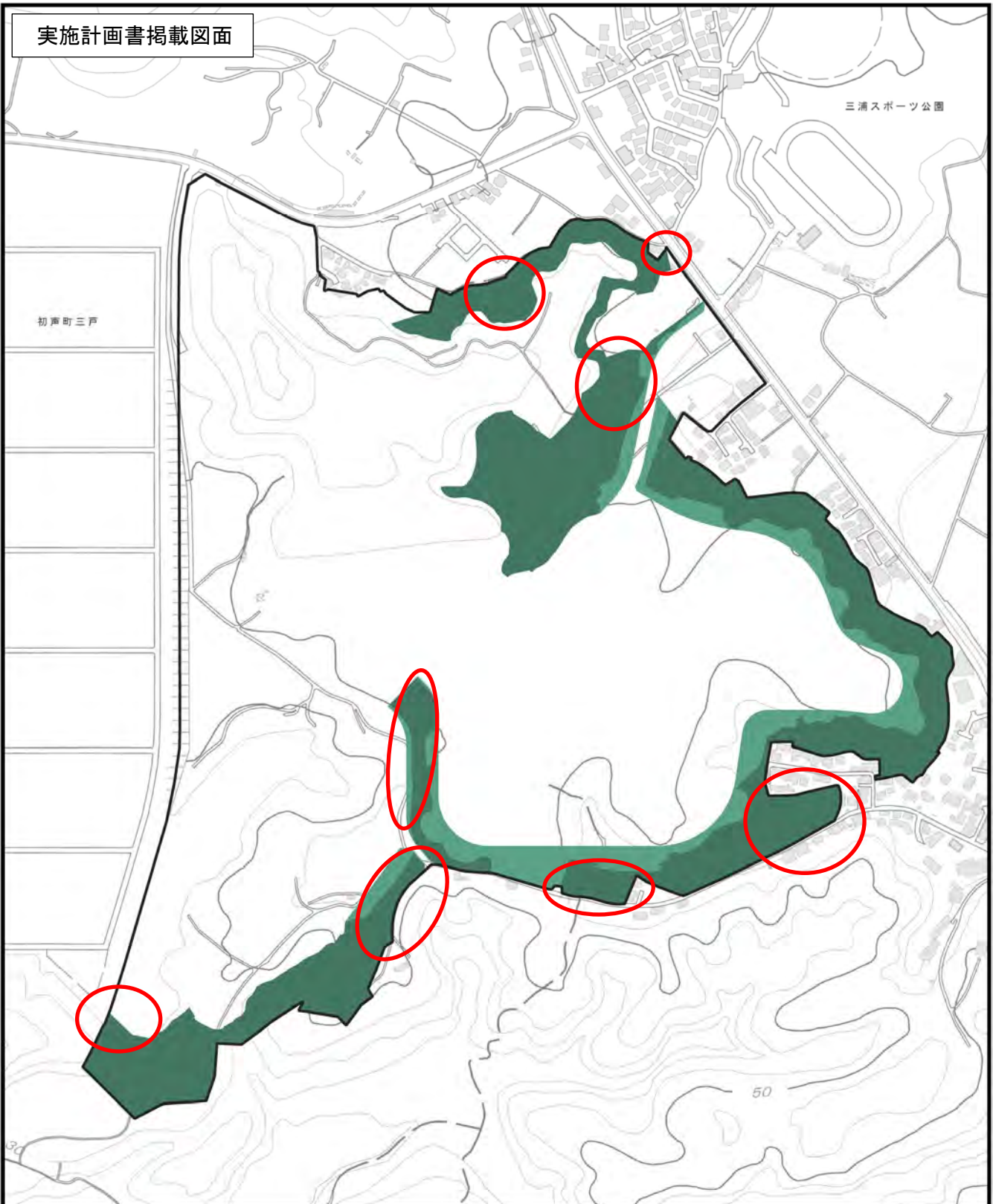


Scale 1:6000

0 60 120 180 240 m

図 3.3-1 土地利用計画図

実施計画書掲載図面



凡例

- 実施区域
- 既存緑地
- 回復緑地

主な訂正箇所



Scale 1:6000

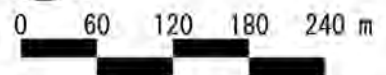


図3.3-4 緑化計画図

訂正図面

三浦スポーツ公園

初声町三戸

50

凡例

-  実施区域
-  既存緑地
-  回復緑地



Scale 1:6000

0 60 120 180 240 m

図3.3-4 緑化計画図



表3.3-1 土地利用の概要

項目		実施計画書		訂正		
		用地面積 (ha)	比率(%)	用地面積 (ha)	比率(%)	
開発 事業 用地	教育施設 ゾーン	教育施設	13.62	27.1	13.62	27.1
		既存緑地①	4.12	8.2	<u>3.40</u>	<u>6.8</u>
		回復緑地①	2.11	4.2	<u>2.84</u>	<u>5.7</u>
		計	19.85	39.6	<u>19.86</u>	39.6
	住宅ゾーン		2.52	5.0	2.52	5.0
	滞在・居 住ゾーン	滞在・住居	11.61	23.1	11.61	23.1
		既存緑地②	2.21	4.4	<u>1.93</u>	<u>3.8</u>
		既存緑地③	3.45	6.9	<u>3.00</u>	<u>6.0</u>
		回復緑地②	0.15	0.3	<u>0.42</u>	<u>0.8</u>
		回復緑地③	0.24	0.5	<u>0.69</u>	<u>1.4</u>
	計	17.66	35.2	<u>17.65</u>	<u>35.1</u>	
	ショッピングゾーン		0.90	1.8	0.90	1.8
計	40.93	81.6	40.93	81.6		
地権者 用地	宅地ゾーン	1.59	3.2	1.59	3.2	
	生産緑地	1.43	2.8	1.43	2.8	
	計	3.02	6.0	3.02	6.0	
公共 移管 用地	公園	1.76	3.5	1.76	3.5	
	道路用地	幹線道路	2.43	4.8	2.43	4.8
		主要道路	0.29	0.6	0.29	0.6
		その他道路	0.07	0.1	0.07	0.1
		西海岸線 沿い法面	1.68	3.3	1.68	3.3
	計	4.47	8.9	4.47	8.9	
計	6.23	12.4	6.23	12.4		
合計		50.18	100	50.18	100	

注)アンダーラインは変更箇所を示す。

表3.3-3 公園・緑地計画

項目		実施計画書	訂正後
面積	既存緑地	97,800	<u>83,300</u>
	回復緑地	25,000	<u>39,500</u>
	合計	122,800	122,800

注1)アンダーラインは変更箇所を示す。

注2)公園には変更はないため、記載していない。